

平成29年8月18日

四病院団体協議会
加盟団体会員 各位

四病院団体協議会

一般社団法人 日本病院会

会長 相澤 孝夫

公益社団法人 全日本病院協会

会長 猪口 雄二

一般社団法人 日本医療法人協会

会長 加納 繁照

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學



都道府県における各種「協議の場」への 病院団体からの積極的な参加について

平素より四病院団体協議会の活動にご理解、ご支援賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ここ数年来の医療政策の動向を鑑みるに、国は政策の基本的事項のみ決定し、細目については地域の実情が反映されるべく地方に決定を委ねることが顕著となっています。

地域医療構想を例にとると、都道府県は医療関係者、医療保険者その他の関係者との「協議の場」を設け、構想達成に向けた協議を行う（医療法第30条の14）とされ、これに基づく地域医療構想調整会議が平成28年度末までに全国で設置されたところです。

医師確保に関しても同様に、都道府県は公的医療機関等の管理者その他の関係者との「協議の場」を設け必要な施策を定める（医療法第30条の23）との規定が置かれ、これによる地域医療対策協議会は今後、専門医の研修プログラム等についても大きな発言権を有するとみられます。

さらに医療・介護の体制整備では、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性確保のために、今後、都道府県や市町村と関係者による「協議の場」を設置する（医療・介護総合確保基本方針）こととされています。

これら以外にも「協議の場」の設置の動きが次々と現れてきているのは、別紙にあるとおりです。

全ての都道府県において、病院団体がこれら協議の場に参加できている訳ではなく、不参加の状態を放置すれば、やがては病院現場から遊離した政策決定がなされないとともに限りません。

私たち四病院団体協議会では、従来より厚生労働省に対して「協議の場」へ病院団体を必ず参加させることを求めてきました。今後もこうした動きを継続する所存であります。しかし都道府県によっては病院団体に対して「協議の場」への参加を要請しない事例もあることから、全国の四病協加盟団体会員におかれましては、地域における各種「協議の場」に積極的に参加の意思表示をしていただきたく、ここに四病協として一致してお願いする次第です。

(別 紙)

協議の場の名称等	法律、通知等	構成者等	議論する内容等
地域医療構想調整会議	医療法第30条の14 地域医療構想策定ガイドライン (平成27年3月)	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村等	構想区域毎にデータ共有を行い、具体的な機能分化・連携に向けた取組について議論を行う。構想区域における救急医療や災害医療等の中心的な医療機関が担う医療機能や、公立・公的医療機関等が担う医療機能、地域医療支援病院や特定機能病院が担う医療機能の役割の明確化についても議論を行う。病床機能報告の内容と病床の必要量を比較し、地域において優先して取り組むべき事項に関して協議したり、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築、医療従事者確保及び診療科ごとの連携などについても検討する。地域の将来の医療提供体制が決められることから、病院医療の意見を反映させることが望まれる。
都道府県協議会 (新専門医制度)	医療法第30条の25 医政局医事課長通知 (平成29年6月27日) (医政医発0627第2号)	都道府県、市町村、医師会、大学、病院団体、専門研修を行う基幹施設等の専門研修関係者	新たな専門医制度について、地域医療に配慮した研修体制を形成するための地域の協議を行う場として位置付けられている。日本専門医機構からの情報提供により、地域の基幹施設等におけるプログラムの内容を把握し、地域医療提供体制を現状より悪化させることがないよう、地域の関係者による確認、検討を行い、改善を必要とする事項について専門医機構に意見提出ができる。また、調整に努めたにもかかわらず状況が改善しない等の場合には厚生労働省に報告する役割も担うことから、病院医療の意見を反映させることが望まれる。 ※ 都道府県によっては、地域医療対策協議会の場を活用している。
地域医療対策協議会	医療法第30条の23	特定機能病院、地域医療支援病院、第31条に規定する公的医療機関、医師法第16条の2第1項に規定する厚生労働大臣の指定する病院(臨床研修病院)、診療に関する学識経験者の団体、大学その他の医療従事者の養成に関する機関、当該都道府県知事の認定を受けた第42条の2第1項に規定する社会医療法人、その他厚生労働省令で定める者	救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保のほか、各都道府県で必要とされる医療の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議を行う場と位置付けられている。地域医療を担う医師の養成、地域的偏在の是正、地域医療機関の機能分化や連携の推進、医療提供体制の整備分析などの検討もこの場の役割であり、病院医療の意見を反映させることが望まれる。

協議の場の名称等	法律、通知等	構成者等	議論する内容等
<p>圏域連携会議 (医療・介護の体制整備に係る協議の場)</p>	<p>地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針第2の二の1 (平成26年9月12日告示) (平成28年12月26日一部改正)</p> <p>医政局長通知 (平成24年3月30日) (医政発0330第28号)</p>	<p>地域医師会等の有識者、都道府県、市町村等、保険医療関係者、福祉関係者等</p>	<p>医療連携の必要性について、医療機関等に係る人員や施設設備及び診療機能に関して、当該疾病及び事業に関する最新の知識・診療技術に関して、関係者全てが認識・情報を共有した上で、各医療機能を担う医療機関を決定する役割を担う。協議の内容・結果については、原則として、周知・広報する。</p> <p>医療計画と介護保険事業(支援)計画で対応すべき需要や、具体的な整備目標・見込み量の在り方、目標の達成状況の評価等については、事前に整理・調整する。圏域ごとで議論し、在宅医療の整備目標と介護の見込み量を整合的なものとする事からも、病院医療の意見を反映させることが望まれる。</p>
<p>支援団体等連絡協議会 (医療事故調査制度)</p>	<p>医療法施行規則第1条の10の5</p> <p>医政局総務課長通知 (平成28年6月24日) (医政総発0624第1号)</p> <p>医療法第6条の11第2項</p>	<p>当該都道府県に所在する医療事故調査等支援団体(医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体)</p>	<p>病院等の管理者が行う報告、医療事故調査の状況、支援団体が行う支援の状況等の情報共有を行い、必要な意見の交換を行う。病院等の管理者が行う報告、医療事故調査、支援団体が行う支援の円滑な実施のための研修を行う。また、病院等の管理者に対する支援団体の紹介を行う。</p>